

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社C営業所に派遣社員として入社し、同年〇月〇日からD所在の会社Eの工場（以下「事業所」という。）に派遣され、和菓子の製造業務に従事していた。

請求人によると、同年〇月〇日、事業所の製餡室で作業中、ボイラーの故障により煙が室内に充満し、避難しようとして出口に向かったが、煙を吸ってしまい気分が悪くなって意識を失い、F病院に救急搬送された。同病院では「一酸化炭素中毒、頭痛、脱水症、急性呼吸不全」（以下「本件疾病」という。）と診断され、翌日、G病院に転医し「一酸化炭素中毒、頭痛」と診断された。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、ボイラーの不完全燃焼により被災し本件疾病を発症したと主張しているため、以下、検討する。

(2) 警報ブザーが作動し、その後、H社員が換気を促すためにボイラー室の外部ドアを開けていることから、不完全燃焼の警報であった可能性が考えられる。また、異臭と黒煙が確認されており、ボイラーの故障の詳細が明らかでないことから、一酸化炭素を生じる状況がなかったとはいえない。

また、請求人は製館室側のボイラー室のドアが開いていた旨繰り返し申述しているのに対し、当該ドアが閉じられていた旨の関係者の申述が全く見当たらないことから、当該ドアがある程度開いていた可能性は否定できない。

(3) しかしながら、以下の医学的所見等により、請求人の本件疾病を一酸化炭素中毒と認めることはできず、その他の業務上疾病の可能性についても確認できない。

ア 請求人が救急搬送されたF病院のI医師は、当日の請求人のCOHbの測定値は2.8%であり、請求人は1日20本の喫煙習慣があることから、「喫煙者による恒常的なものと解釈することは可能」とし、「一酸化炭素中毒にしては初診時のCOHbが低い」と述べており、転医先のG病院のJ医師も同様の所見を述べている。

イ 請求人は、「頭痛になったことは生涯で一度もない」と述べているが、平成〇年〇月〇日K病院に頭痛を主訴に受診した病歴がある。したがって、請求人が訴えている頭痛は私病である可能性が認められる。この点、G病院のレ

セプトにも筋収縮性頭痛という病名があり、筋弛緩作用を有する薬物（パルギン錠）が処方されており、これは一酸化炭素中毒による頭痛に対する治療薬とはみなせない。

ウ 一般に一酸化炭素中毒では、その初期症状として顔面紅潮が認められるが、請求人を救急搬送した救急状況報告によれば、そのような徴候は認められなかったと報告されている。

エ 通常、高濃度の一酸化炭素を吸入すると、意識消失を生じるとされているが、請求人の意識消失の持続時間は約2分程度であり、高濃度の一酸化炭素を吸入したにしてはCOHbの測定値が低いことから、意識消失が一酸化炭素中毒によって生じたとは考えにくい。

オ 請求人と一緒に作業していた同僚も異臭を感じ煙にばく露している状況にもかかわらず、請求人と同様の症状を発現している者が全く認められないことから、一酸化炭素中毒に加えてそれ以外の業務上疾病を発症したとも考えにくい。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。